

キャンセルについて

1. キャンセルは、文書（メールを含む）で知らせなければならない。メール発信日をキャンセル通知日とする。
2. キャンセルに伴う返金は、受講生名義の銀行口座に送金日の為替レートでポンド建てで送金する。
3. 返金する際は、返金を合意して最長 45 日以内に、受講者名義の口座宛てに、送金日の為替レートで、英国ポンド建てで返金する。
4. キャンセル料は、研修（オンラインによる事前学習を含む）が始まる 8 週間前から発生する。
5. 研修（オンラインによる事前学習を含む）が始まる 8 週間前にキャンセルした場合、プログラム費の 50%を返金する。申込登録費は返金しない。留学手続き料金は返金しない。
6. 研修（オンラインによる事前学習を含む）が始まる 4 週間前にキャンセルした場合、プログラム費の 25%返金する。申込登録費は返金しない。留学手続き料金は返金しない。
7. 研修（オンラインによる事前学習を含む）が始まる 2 週間前にキャンセルした場合、プログラム費は返金しない。申込登録費は返金しない。留学手続き料金は返金しない。
8. プログラム実施途中でキャンセルした場合、いかなる理由があっても、一切返金しない。留学手続き料金は返金しない。
9. 英国入国ビザを必要とする参加者が、本コース受講を目的とする英国入国ビザを取得できなかった場合、受け取った留学費用のプログラム費を全額返金する。但し、英国大使館（または領事館）からのビザ申請却下を証明する文書を提出しなければならない。申込登録費は返金しない。留学手続き料金は返金しない。
10. ICC（International Communications Council）及び ICC が認める現地運営団体の責任内で、プログラムが始まる前に、プログラムをキャンセルしなければならない事態が発生した場合、受け取った留学費用（申込登録費とプログラム費）を全額返金する。
11. ICC（International Communications Council）及び ICC が認める現地運営団体の責任内で、プログラム実施途中でプログラム日程を短縮しなければならない事態が発生した場合、プログラム費は日割計算で返金する。申込登録費は返金しない。留学手続き料金は返金しない。
12. 天災・政変その他 ICC（International Communications Council）及び ICC が認める現地運営団体の自己の責めに帰することができない事由により、本プログラムが前提とする通信手段（通信網、通信アプリの双方を含む）が途絶し使用不能となった場合、オンラインコースは配信しない。オンラインコースに関する契約は解除し、返金はしない。通信手段が回復した段階で、振り替えオンラインコースを実施する。振替期間は 1 年以内とする。
13. テロ、戦争などの不測の事態が発生し、日本外務省より英国への渡航禁止が正式に発令され、及び、英国外務省より英国への入国禁止が正式に発令された場合など、自己の責めに帰することができない事由により、本プログラムの実施が不可となった場合、ICC が指定する別の日程に変更して代替プログラムを実施する。なおこの事に伴い発生するキャンセル料（例：航空券のキャンセルなど）、追加費用などは、参加者の負担とする。本契約のプログラムの留学費用は変更後別日程の留学費用に振当てる。返金はしない。振替期間は 1 年以内とする。
14. 研修参加者は、海外旅行傷害保険に加入しなければならない。研修期間中に起きた不慮の事故、または参加者自身の故意・過失による怪我・病気もしくは死亡した場合に起きる諸費用は、保険によって賄わなければならない。
15. 本合意書の定めを反し、これによって相手方に損害を与えた場合は、相手方に対して当該損害を償わなければならない。本契約に他の定めがある場合には、当該定めを優先適用するものとする。